



一般社団法人

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

第37回 理事会の焦点

お客様の利便を第二に

開催日時 11月20日(月)午後1時
場所 日個連会館

決議事項

- ①平成29年度上期事業報告並びに決算報告承認の件
- ②健康管理啓蒙ポスター作成の件
- ③会員の処分(案)承認の件



決議事項は全会一致で可決承認された

秋田会長から現在の業界を取り巻く情勢について以下の話がありました。

「羽田空港定額運賃の適用ゾーンの一部廃止問題への対応ですが、書面開

催となった第36回理事会(詳細は2面上部記事を参照)にて可決承認された車外と車内に貼るステッカーが出来上がりました。早速各団体にお送りし、該当事業者にステッカー貼付の指導をさせていただいているところです。該当事業者の方々から色々な声が出ていますが、羽田空港のタクシー乗り場は定額運賃が適用されるという前提になっており、定額運賃の適用ゾーンを一部廃止した事業者は、お客様に対しゾーンによっては定額運賃が適用されないことなどの説明を丁寧に行わなければなりません。まずはお客様の利便を第一に、お客様から見えてすぐ分かるようにするための対策とご理解下さい。なお、一部廃止した方のなかで、元に戻す届出をされた方が10名近く出てきております。

また、今後の対応については既に法人業界と意見交換を始めており、引き続き行政、タクセンとも具体的な話し合いを進める予定です。その話し合いの中で、この問題がどう収束するのかをしっかりと見守らなければなりません。

そして結果はどうであれ、我々はこれからお客様利便を第一に考えていかなければ、業界が成り立たないということを肝に銘じて、頑張っていきたいと思います。

その後の審議にて、決議事項は可決承認されました。

羽田定額運賃の一部廃止事業者 輸送実績の追加報告を義務付け

定額運賃の輸送実績は従来から毎月の報告を求められておりますが、これに加えて東京運輸支局長から一部廃止した事業者に対して個別に左記のとおり通知され、空港発の輸送がゼロである月も含めて毎月の報告が必要となります。

● ● ●
今般、貴殿より東京国際空港を定額運賃適用施設とした、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃(定額運賃)のエリアを一部廃止する届出が提出されたところである。

定額運賃適用施設について、旅客への案内が不十分である場合は、乗り場でのトラブルなど、道路運送法の目的である旅客利便の確保が阻害される恐れがある。

そこで、適用エリア以外の申込み状況やその際の旅客への対応方を調査するため、道路運送法第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則第3条の規定に基づき、下記により報告されたい。

記

1. 調査の対象となる項目は、別添様式によるものとする。
2. 報告は東京運輸支局あてに、エリアの一部廃止をした月以降の実績を当面の間、翌月10日までに提出するものとする。
3. 提出された報告書に基づき、別途調査を実施することがあるので、連絡があった場合は、指示に従い帳票類を持参すること。

都内個人タクシー現況(平成29年11月1日現在)
許可事業者数 13,118名(前月比 -48名)
(特別区、武三12,697名 北多摩158名 南多摩263名)
傘下事業者数 12,848名(前月比 -44名)
(特別区、武三12,428名 北多摩157名 南多摩263名)
※集計方法は運輸行政と異なります。

第36回 理事会の焦点

羽田定額運賃
適用ゾーン一部廃止
事業者への対応

第36回理事会は急を要することから書面開催にて行い、全理事からの同意書及び全監事からの異議のない旨の確認書が11月2日に到達し、同日付けで理事会の決議があったとみなされました。

決議事項として、「特定地域街頭営業ルール実施要綱」及び「会員の処分等に関する規則」を一部改定し、左記の事項を追加し12月1日から施行されました。

「羽田空港定額運賃」

東京国際空港を定額運賃適用施設とした定額運賃を設定した事業者において、多数の事業者が設定している19の適用ゾーンの内1つ以上のゾーンを適用していない場合は、道路運送法の目的である旅客の利便確保の観点から、下記事項を遵守すること。

(1)東京国際空港においては、19のゾーンに定額運賃を設定している事業者が多数存在し、乗り場における利用者に対しての案内についても多数の事業者が設定している内容を前提にされていることなどから、利用者は定額運賃が適用されるという前提でタクシーを利用する環境と

なっているため、適用していないゾーンを目的地とした運送申し込みがあった場合において、定額運賃が適用されないことなどの説明が懇切丁寧に行われなければ、利用者利便を著しく阻害することとなるため、利用者に対し以下の事項の説明を確実に行うこと。

イ 運送申し込みのあったゾーンは多数の事業者が定額運賃を設定しているが、本車両では設定をしていないため、メーター運賃を適用することとなること。

ロ メーター運賃ではなく定額運賃を希望する場合には、申し込みのあったゾーンを設定している車両に案内すること。

(2)「この車両は定額運賃をご利用できない地域があります」ステッカー2枚(協会作成のものに限る。)を以下の方法により貼付すること。

イ 車外表示(ステッカー(大))
車両の外側(左側後部ドアの上部)に貼付すること。

ロ 車内表示(ステッカー(小))
車内の利用者から見やすい位置に貼付すること。

「この車両は定額運賃をご利用できない地域があります」ステッカーについて、貼付すべき者が所定の方法による貼付をしていなかったとき。

過怠金 5万円

平成29年
自動車関係功労者
大臣表彰

激変する業界を先導する者として

10月30日(月)午前11時より、国土交通省共用大会議室において、平成29年自動車関係功労者大臣表彰式が行われました。長年の功績が認められ、晴れの受賞を果たした田口一男さん(東個協荒川支部)の喜びの声を紹介します。

「石井啓一国土交通大臣 式辞」

今日わが国の自動車保有台数は約八千百万台におよび、自動車は私たちの暮らしにおいて欠かすことのできない移動手段として、また物流の面においてもわが国の社会経済活動の基盤として重要な役割を果たしております。これもひとえに受賞者の皆さんをはじめ、関係者の皆様による長年のご尽力による賜物と厚く御礼を申し上げます。

近年、少子高齢社会の到来や技術革新の一層の加速化など、自動車をめぐる社会経済情勢に大きな変化が生じております。国土交通省といたしましては、自動車交通にとって最重要のテーマである「安全・安心の確保」に向けて、事業用

自動車の安全対策の推進や自動運転技術の開発・実用化の促進等にしっかりと取り組んでまいります。

また自動車運送業や整備業におけるドライバー不足や長時間労働の是正等のため働き方改革の推進をいたします。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けては、より高い水準のバリアフリー化を推進していくなど、利用者が円滑に移動できる環境の整備を進めてまいります。

これらの政策の推進に当たっては自動車に関わる各分野のご理解とご協力が欠かせません。本日受賞された皆様はまさにその代表とも言える方々です。皆様の一層のご支援を宜しくお願いいたします。

受賞者の声

田口一男さん
東個協 荒川支部



法人タクシーになつてから31年、個人タクシーになつてから20年と記念すべき年に素晴らしい賞をいただき、とても名誉なことだと思っております。「なぜ私が」と恐縮する気持ちもあります。

支部長をはじめとした役員の方々、諸先輩に助けられてここまでこれたことを感謝し、今後も変わらず、今の気持ちのままに続けていきたいと思っております。

自動車運送事業運転者表彰 関東運輸局長表彰

10月25日(水)午後2時より、神奈川県立青少年センターにて関東運輸局による「平成29年度自動車運送事業運転者表彰式」が行われました。個人タクシー部門では、15名(東京9名、神奈川1名、埼玉3名、千葉2名)が受賞されました

関東運輸局 河田守弘局長式辞

自動車運送事業は我が国の経済及び社会生活を支える、きわめて重要な基盤産業です。しかしながら、生産年齢人口はますます減少しており、自動車運送事業においても労働力の確保が重要な課題として、中でも高齢化の進行が顕著であるドライバーの人手不足は業界全体で深刻な問題と



代表として表彰状を授与される川井氏

なっております。関東運輸局として、自動車運送業界における労働力の確保

対策の一環として、バス、トラック、タクシードライバーの情報や魅力を伝えるためのポータルサイトを開設いたしました。

また本年8月には関東地域事業用自動車安全対策会議を開催し、安全体質のさらなる強化、コンプライアンスの徹底等、平成29年度関東地域事業用自動車安全施策実施目標を定め、官民一体となって事故防止の取り組みを実施しているところです。

皆様には大きな自信と誇りを持っていただき、プロドライバーの模範として引き続き安全運転を心掛けていただきますとともに、長年培われた卓越した技術と豊富な経験を後進の指導育成に活かしていただき、輸送サービスのより一層の質の向上にご貢献いただきますようお願い申し上げます。

受賞者の声

都営協四〇支部
川井文雄さん



タクシー歴は、法人10年、個人28年、合わせて38年になります。日頃から心掛けていたのは、事故やトラブルに遭わずに一日何事もなく終えることができるように仕事をする事です。そうした日々の積み重ねと共に、このような賞がいただけるのも、組合の方々や妻等、自分の周りの皆さんのおかげだと感謝をしています。

平成29年11月30日更新者の皆さまへ

期限更新申請書提出後の 道交法違反等報告の 徹底について

期限更新申請の際に添付した運転記録証明書の証明期間以降、更新期限満了日(11月30日)までの間に、新たな道路交通法の違反等があった場合には、宣誓書に基づき、行政当局に対して直ちに報告を行うこととされています。

しかしながら過去において、この報告を怠ったことが発覚し、当該事業者及び所属団体が顛末書の提出を求められる事案が発生しております。

今般、平成29年11月30日付期限更新者につきましては、期限更新の処分が行われますが、新たな道路交通法の違反等があった場合には、直ちに報告をさせていただきますようお願いいたします。

個タク制度の危機

真面目な事業者 迷惑千万

なぜ法を守れない

本当にいいのか! このままで!!

NO! 飲酒運転

NO! ひき逃げ

一般社団法人 東京都個人タクシー協会

■行政処分状況

平成29年10月分

処分日	氏名	処分内容 (車両停止)	違反事項	違反概要	点数
10月3日	今井清治	60日車	車両法第58条第1項他	無車検運行他	6点
10月3日	稲葉稔	10日車	車両法第58条第1項	無車検運行	1点
10月3日	小山博文	20日車	車両法第58条第1項他	無車検運行他	2点
10月3日	中村隆二	17日車	運輸規則第25条	乗務記録の記録事項の不備	2点
10月3日	石川幸男	文書警告	車両法第48条他	定期点検整備の未実施他	0点

■不適正営業集計表 (街頭営業適正化指導規程)

(件)

発生月	警告事案	処分事案	処分事案(加重)	合計
平成29年9月	19	2	2	23

■処分事案対処報告書 (街頭営業適正化指導規程)

平成29年10月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
都営協	東支部	G・T	H29.7.26	中央区銀座8-4	乗禁地区営業		表示灯使用停止 無線配車止め 換金停止

※処分事案は会員団体に処分を要請し、平成29年10月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

■会員の処分等に関する規則に基づく処分状況

会員	団体名	氏名	発生日	対象行為	処分内容
東個協	足立第二支部	N・S	H29.10.7	優良タクシー乗り場不正入構	過怠金10万円

計報

*10月

氏名	所属団体	享年	病名
高橋 榮	(東個協・品川第二)	68	直腸癌
石川 大洋	(東個協・杉並)	70	肝細胞癌
高橋 泰三	(東個協・文京第一)	60	肺血栓症
中西 誠	(東個協・武三)	68	肺癌
青木 俊一	(東個協・墨田)	64	脳出血
絹川 恵一	(都営協・城北)	68	虚血性心疾患
葛生 仁	(都営協・城北)	66	肺癌
菅野 英範	(都営協・双和)	68	虚血性心疾患
青山 邦夫	(都営協・東部)	68	咽喉癌
鈴木 道明	(都営協・新興)	75	結腸癌
山田 国輝	(都営協・新興)	56	心筋梗塞

ご冥福をお祈り申し上げます

地理モニター報告⑤

【名称変更】

旧名称	新名称	所在地	変更日
セレスティンホテル	ホテル ザ セレスティン東京芝	港区芝3-23-1	平成29年11月

【名称変更並びに移転】

旧名称	新名称	変更日	旧所在地	新所在地	移転日
白鬚橋病院	東京曳舟病院	平成29年4月	墨田区東向島4-2-10	墨田区東向島2-27-1	平成29年4月

【新施設】

名称	概要	所在地	開始日
ホテル ザ セレスティン銀座	華やかな大人の街で、静かでくつろげる空間が誕生。	中央区銀座8-4-22 ※銀座日航ホテル跡地	平成29年10月
新宿区立漱石山房記念館	夏目漱石の生誕150周年を記念して、初の本格的記念館を開館。	新宿区早稲田南町7	平成29年9月
江東リハビリテーション病院	安心・安全で質の高いリハビリ医療を提供。	江東区北砂2-15-15	平成29年10月
イムス東京葛飾総合病院	もてなす心で、患者さま満足度100%を目指し、地域社会への貢献が病院理念。	葛飾区西新小岩4-18-1	平成29年5月
上野フロンティアタワー	松坂屋上野店南館跡地に上野のランドマークとなる新たな複合商業施設が誕生。	台東区上野3-24-6	平成29年11月

関東支部主催

輸送の安全管理研修会

10月24日（火）午後1時より、個人タクシー会館にて「輸送の安全管理研修会」が行われ、213名が参加しました。

研修会は、日本が世界の長寿国として超高齢社会を突き進み、高齢運転者による事故が多発するなど、社会問題となっている今、健康管理を行う上での知識がカリキュラムに盛り込まれた内容となりました。

特別講演として、順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センターの梁広石医学博士による「健康管理の知識と助言時の留意点」というテーマの講演があり、生活習慣をチェックすることが生活習慣病の予防につながるという「健康管理とは、肉体的な健康だけでなく健康を損なわない働き方の調整や環境を整えていくことが重要であり、事業者の皆さんに体調管理が仕事に及ぼす影響を自覚していただけるように働きかけて下さい。そして病気の予防、病気の早期発見、病気を発見したらすぐに病院を受診し、しっかりと治療を続ける事が、ご自分のため、家

族のため、社会のためになるということ伝えて下さい」と話がありました。その後の質疑応答では、参加者からの具体的な症例に対するアドバイスが行われました。

続いて行われた関東運輸局自動車技術安全部の高橋伸明専門官による「タクシーの事故防止対策」という講演では、事業用自動車総合安全プラン2020の目標と重点施策について、個人タクシーの役割と責任について説明を受けるとともに、交通事故や悪質違反の削減と利用者の信頼に込めるための接客対応の改善が求められました。

